札幌方面手稲警察署告示第３号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和６年２月26日

北海道札幌方面手稲警察署長　　森田　　浩

１　入札に付する事項

⑴　契約の目的の名称（1食当たりの単価）及び数量（調達予定数量）

被留置者等に支給する食事　　6,700食

⑵　契約の目的の仕様等　　別紙「仕様書」のとおり

⑶　契約期間　　令和６年４月１日から令和７年３月31日まで

⑷　納入場所　　札幌方面手稲警察署

２　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　令和５年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の購入の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

⑷　北海道内に事業所を有すること。

⑸　食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第１項に基づく飲食店営業許可を受けていること。

３　制限付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の⑷及び⑸に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　令和６年２月26日から令和６年３月６日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の毎日午前８時45分から午後５時30分まで

イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　郵便番号006－0011　札幌市手稲区富丘１条４丁目３番１号
札幌方面手稲警察署会計課

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

４　契約条項を示す場所

札幌方面手稲警察署会計課

５　入札書の提出等

⑴　入札書提出場所　　札幌市手稲区富丘１条４丁目３番１号　札幌方面手稲警察署会計課
（送付による場合は、郵便番号006-0011　札幌市手稲区富丘１条４丁目３番１号　札幌方面手稲警察署会計課）

⑵　入札受付期間　　令和６年３月６日から同年３月14日午後２時まで　（送付による場合は、同年３月14日午後０時までに必着）

⑶　開札場所　　札幌市手稲区富丘１条４丁目３番１号　札幌方面手稲警察署３階大会議室

⑷　開札日時　　令和６年３月14日（木）午後２時00分

６　入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

７　契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

８　郵便等による入札の可否

認める。

９ 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

⑴　落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

⑵　契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11　契約書作成の要否

要

12　その他

⑴　無効入札

開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑵　低入札価格調査の基準価格

設定していない。

⑶　最低制限価格

設定していない。

⑷　入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含む金額（単価）とすること。

⑸　契約に関する事務を担当する組織

ア　名　　称　札幌方面手稲警察署会計課

イ　所 在 地　札幌市手稲区富丘１条４丁目３番１号

ウ　電話番号　011-686-0110 内線231

⑹　前金払

前金払はしない。

⑺　概算払

概算払はしない。

⑻　部分払

部分払はしない。

⑼　期間入札における再度入札

開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

⑽　入札の執行

初度の入札において、入札者が１人の場合であっても、入札を執行する。

⑾　入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

⑿　債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第３条の４

の規程による流動資産担保保険の係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

⑿　その他

この公告のはか、物品競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。